

～ 地区計画について ～

地区計画では、建築物等の用途の制限、高さの最高限度、形態又は意匠の制限等が定められています。居住する皆様がこのルールを守ることで良質な住環境が形成されます。
建築確認申請の前に以下の届出が必要になりますので、ご注意ください。

地区計画のうち地区整備計画が定められている区域内では、次の事項に該当する行為は、工事に着手する30日前までに届出が必要です。

* 問い合わせ先 飯塚市都市建設部都市計画課都市政策係 (Tel.0948-22-5500 【内線 1553】)

(届出が必要な行為と提出書類)

| 行為 | 内容 | 届出書及び必要図面 |
|-----------------|---|--|
| 土地の区画形質の変更 | 道路・宅地の造成、駐車場やコートの整備などで、切土・盛土を行う場合。 | <ul style="list-style-type: none"> ・届出書 ・位置図 ・現況平面図 ・計画平面図 |
| 建築物の建築または工作物の建設 | 建築物の新築や増改築、工作物の建設を行う場合。 * 建築確認申請のいらない建築行為や工作物の建設も届出が必要です。(例：10㎡以内の増改築や小さなプレハブの車庫、物置など) | <ul style="list-style-type: none"> ・届出書 ・位置図 ・配置図 ・平面図 ・立面図 |
| 建築物等の用途の変更 | 建築物等の用途の制限が定められている区域内で、用途の変更をする場合。 | <ul style="list-style-type: none"> ・届出書 ・位置図 ・配置図 ・平面図 ・立面図 |
| 建築物等の形態又は意匠の変更 | 建築物の屋根、外壁などの、外から見える部分の形や、材料、色などについて制限が定められている区域内で、これらの変更をする場合。 | <ul style="list-style-type: none"> ・届出書 ・位置図 ・配置図 ・立面図 |
| 木竹の伐採 | 樹林地等の保全についての制限が定められている区域内で、木竹の伐採をする場合。 | <ul style="list-style-type: none"> ・届出書 ・位置図 ・区域図 ・施工計画図 |

※1,000㎡以上の開発行為は図面の添付不要。

- ① 位置図：敷地の位置がわかるもの。
- ② 現況平面図：当該行為を行う土地の区域内及び当該区域内周辺の公共施設を表示する図面で、縮尺1／1000以上のもの。
- ③ 計画平面図：設計図で縮尺1／100以上のもの。
- ④ 配置図：敷地内における建築物または工作物の位置を表示する図面で、縮尺1／100以上のもの。
- ⑤ 平面図：各階平面図で、縮尺1／50以上のもの。
- ⑥ 立面図：2面以上の建築物または工作物の立面図で、縮尺1／50以上のもの。
- ⑦ 施工計画図：当該行為の施工方法を明らかにする図面で、縮尺1／100以上のもの。

(注意)

- ①届出書記載の数量（建築面積・延べ面積・高さ等）が図面で確認できるようにして下さい。
- ②建築物の屋根、外壁の色等、地区整備計画で規定されているものについては図面で確認できるようにして下さい。